

第六十一号議案

東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例

東京都立職業能力開発センター条例（昭和四十六年東京都条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三号中「大学」の下に「（短期大学を除く。）」を加え、同条第四号中「短期大学」の下に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した者」の下に「（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加える。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（提案理由）

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（平成三十年厚生労働省令第十五号）の施行による職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の改正に伴い、職業訓練指導員の資格に係る規定を改めるほか、規定を整備する必要がある。